



- ① 通報。
  - ② 通報を受けた者は統括管理責任者へ報告。
  - ③ 統括管理責任者は最高管理責任者へ報告。
  - ④ 最高管理責任者は統括管理責任者へ指示。
  - ⑤ 統括管理責任者は予備調査委員会を設置。
  - ⑥ 予備調査委員会は統括管理責任者へ予備調査結果報告。
  - ⑦ 統括管理責任者は最高管理責任者へ報告。
  - ⑧ 最高管理責任者は統括管理責任者へ指示。
  - ⑨ 統括管理責任者は配分機関へ中間報告。
  - ⑩ 統括管理責任者は調査委員会を設置。
  - ⑪ 調査委員会は不正防止計画推進室へ調査結果報告。
  - ⑫ 不正防止計画推進室は最高管理責任者へ結果を報告。
  - ⑬ 最高管理責任者は統括管理責任者へ指示。
  - ⑭ 統括管理責任者は通報者、被通報者へ結果を通知。
  - ⑮ 配分機関及び、関係機関・関係省庁へ結果を報告。
- 30日以内  
 90日以内  
 210日以内  
 90日以内

- ※ ④において統括管理責任者が予備調査の必要を認めない場合、通報者に対して理由とともにその旨を通知する。
- ※ 通報者または被通報者は、⑭において結果を受取日の翌日から14日以内に不服を申し立てることができる。
- ※ 詳細については北海商科大学研究活動における不正行為・不正使用への対応に関する規定を参照。